

遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会

第1回

資 料

平成20年2月13日

水産庁沿岸沖合課 遊漁・海面利用室

目 次

頁

資料-1	遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会設置要領	1
資料-2	遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会委員名簿	2
資料-3	遊漁船業法の見直し・海面利用のあり方検討会スケジュール(案)	3
資料-4	遊漁船業の適正化に関する法律の見直しについて	4
資料-5	規制改革推進3か年計画(抄)	8
資料-6	遊漁船業の適正化に関する法律の施行状況に係る照会 事項の結果について	9
資料-7	遊漁船業の適正化に関する法律の見直しに係る意見等	14
資料-8	遊漁船の海難防止に関する意見について	18

<別冊>

最新 遊漁船業の適正化に関する法律関係法令集

遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会設置要領

1. 趣旨

遊漁船業の適正化に関する法律(以下、「遊漁船業法」という。)は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的として制定され、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営の確保に一定の役割を果たしてきた。

しかしながら、遊漁船業の関係する海難事故が多発しているほか、遊漁船業者が損害賠償保険に加入していないため損害を受けた遊漁船の利用者に対して十分な補償がなされないといった問題や、漁業者との漁場利用をめぐる紛争も生じているといった状況を受けて、平成15年4月に改正法が施行されたところである。

改正法の附則第5条には、「政府は、この法律施行後5年を経過した場合において、新法第2章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定され、平成20年4月には改正法施行後から5年が経過する。

このため、法の目的とする効果が果たされているかについての検証を行い、その結果に基づき必要な措置の検討を行う必要があり、遊漁船業法の見直し検討会(以下、「検討会」という。)を設置することとする。

2. 検討事項

次の事項について検討する。

- (1) 改正された遊漁船業法の実施状況に関すること
- (2) 遊漁船業法の今後のあり方及び施策の方向に関すること

3. 委員構成及び任期

- (1) 検討会の委員は、遊漁船業及び法制度等について知見を有する者より構成する。
- (2) 委員の任期は、1年程度とし、必要に応じて延長する。

4. 検討会の招集

検討会は、水産庁資源管理部長が招集する。

5. 庶務

検討会の事務局は、水産庁資源管理部沿岸沖合課遊漁・海面利用室とする。

6. 雑則

本要領に定めのないもので検討会の運営上必要な事項については、別途検討会で定める。

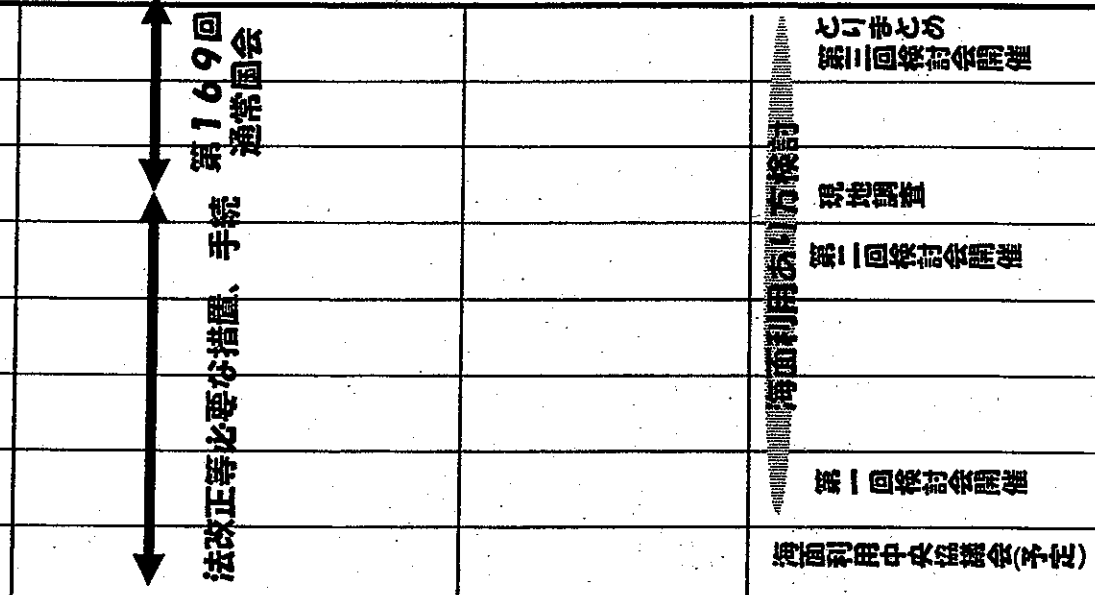
遊漁船業の適正化に関する法律の見直し検討会委員名簿

敬称略

氏 名	所 属 ・ 役 職 名
秋 月 直 子	フィッシングライター
安 達 辰 典	福井県農林水産部水産課 課 長
来 生 新	横浜国立大学 理事・副学長
下 川 壽 作	大分県遊漁船業協同組合 理 事 長
竹 内 正 一	全国海区漁業調整委員会連合会 会 長
野 口 哲 雄	日本釣りジャーナリスト協議会 副 会 長
増 田 正 司	(社) 日本海難防止協会企画国際部 部 長
宮 澤 晴 彦	北海道大学 准 教 授
宮 原 邦 之	全国漁業協同組合連合会 専 務
村 井 智 博	千葉県遊漁船連盟安房西部地区 鋸南町保田漁業協同組合 役 員
芳 野 隆	日本釣り船団体協議会 会 長
米 山 健	神奈川県環境農政部水産課 課 長
来 田 仁 成	(社) 全日本釣り団体協議会 専 務

遊漁船業法の見直し・海面利用あり方検討スケジュール(案)

平成20年度											
平成19年度											
3月											
2月											
1月											
12月											
11月											
10月											
9月											
8月											
7月											
6月											
5月											
4月											
3月											
2月											
1月											
12月											
11月											
10月											
9月											
8月											
7月											
6月											
5月											
4月											
	遊漁船業法の見直し検討	水産資源管理分科会 政策審議会	海面利用あり方検討								



遊漁船業の適正化に関する法律の見直しについて

1 経緯

- (1) 昭和63年7月、海上自衛隊潜水艦「なだしお」と遊漁船「第1富士丸」が衝突事故により釣り客等が30人死亡したことを契機として、議員立法により昭和63年12月に遊漁船業の適正化に関する法律（以下「法」という。）が制定され、平成元年10月に施行された。
- (2) 平成11年12月に策定された水産基本政策大綱及び改革プログラムにおいて「遊漁船業に対する規制の強化」が盛り込まれた。
- (3) その後、安全対策が十分徹底していないことによる事故の発生や漁業者との漁場利用をめぐるトラブルがあり、平成13年3月から遊漁船業に係る制度及び関連施策のあり方について検討が行われた。
- (4) 改正法は、平成14年3月に閣議決定後、同年4月に参議院本会議において全会一致で可決された。次いで同年6月に衆議院本会議で可決、成立し、平成14年6月に公布され、平成15年4月1日に施行された。

2 概要

遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保を目的に、

- (1) 事業参入規制（届出制から登録制）
登録制度にすることで悪質な事業者に対し事業参入を認めないようにするとともに、業務改善命令や登録の取消等ができるようにする。また、登録に有効期限を設けるとともに、標識掲示の義務付け、名義使用の禁止等。
- (2) 業務規程作成の義務付け
利用者の安全の確保、利益の保護及び漁場の安定的利用の確保に関する事項を定める業務規程を作成し、都道府県知事に届け出なければならない。
- (3) 遊漁船業務主任者の選任
利用者が安全に水産動植物の採捕するために遵守すべき事項の説明等を業務とする遊漁船業務主任者を選任しなければならない。
- (4) 損害賠償の備えの義務付け
利用者に生じた損害を賠償する措置であって、省令で定める基準を満たすものを備えなければならない。
- (5) 水産物の採捕に関する規制の周知の義務付け
案内する漁場における規制の内容を遊漁船利用者に対し周知しなければならない。

3 遊漁船業の適正化に関する法律の見直しについての規定

遊漁船業の適正化に関する法律附則第5条「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法第2章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

4 法律の施行状況の検討について

平成20年4月1日に改正法の施行から5年を経過することとなるため、附則第5条に基づき、法の目的とする効果が果たされているかについての検証を平成20年度中に行い、その結果に基づき必要な措置の検討を行うものとする。

遊漁船業の適正化に関する法律のあらまし

登録制度

遊漁船業を営む者は、都道府県知事に登録（3条）

登録制度にすることで悪質な事業者に対し事業参入を認めないようにするとともに、業務改善命令や登録の取消等ができる。

また、登録に有効期限を設ける等。

登録の有効期限（3条）

登録の拒否（6条）

業務改善命令（18条）

登録の取消等（19条）

遊漁船利用者の安全
の確保

→

損害賠償の備えの義務付け（6条）

利用者に生じた損害を賠償するための備え

業務規程作成の義務付け（11条）

利用者の安全の確保、利益の保護及び漁場の安定的利用の確保に関する事項を定める業務規程を作成し、都道府県知事に届出

遊漁船業務主任者の選任（12条）

利用者が安全に水産動植物の採捕するたるために遵守すべき事項の説明等を業務とする遊漁船業務主任者の選任

気象情報の収集（13条）

利用者名簿の備え置き（14条）

水産物の採捕に関する規制の周知の義務付け（15条）

案内する漁場における規制の内容を遊漁船利用者に対し周知

標識掲示の義務付け（16条）

名義使用の禁止等（17条）

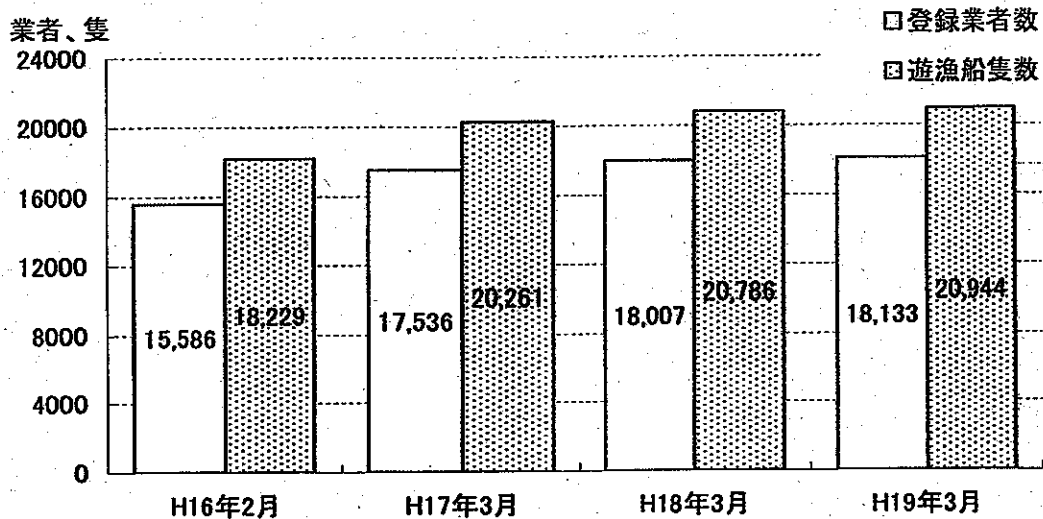
遊漁船利用者の利益
の保護

→

遊漁船利用者の漁場
の安定的な利用関係
の確保

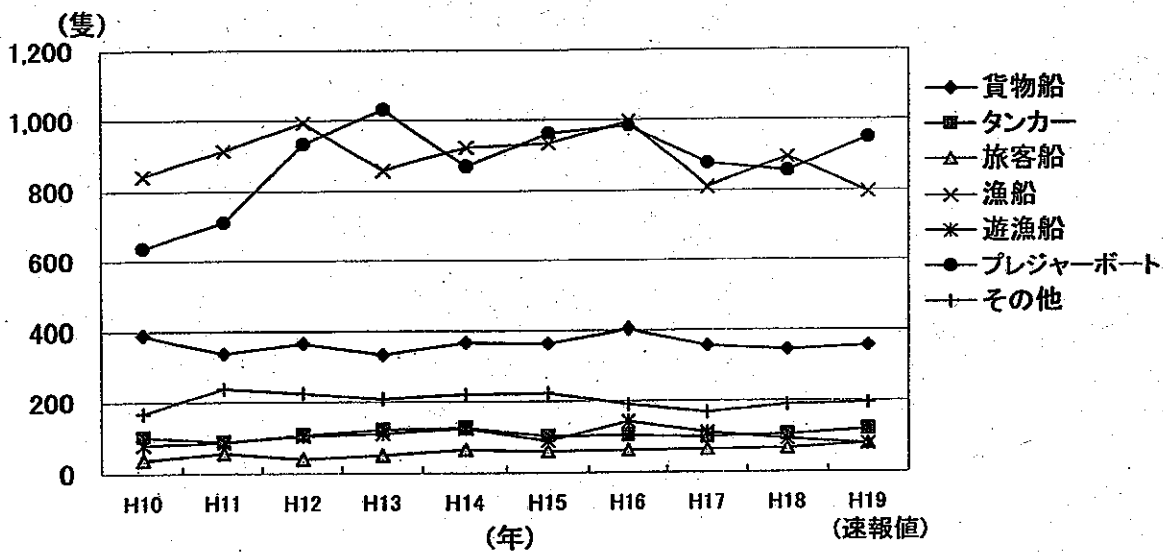
→

○登録遊漁船業者と遊漁船隻数の推移



出典：遊漁船統計表(水産庁)

○用途別による海難船舶隻数の推移



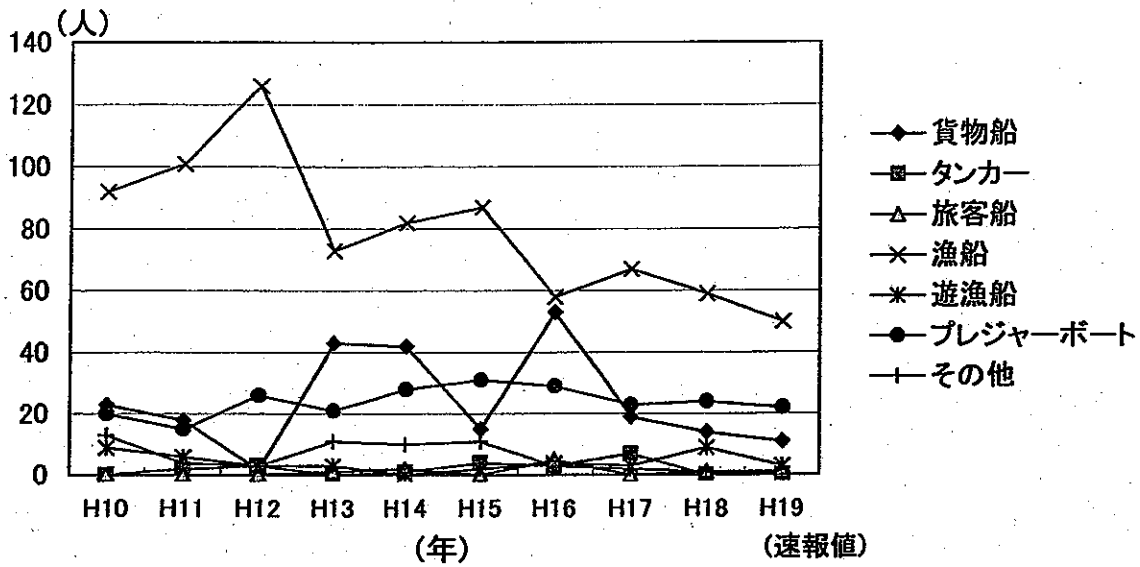
(単位：隻)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
貨物船	390	338	367	334	369	365	405	358	346	358
タンカー	102	88	107	121	126	102	104	99	106	120
旅客船	36	55	39	49	64	59	62	63	66	81
漁船	840	912	993	856	921	932	995	809	892	795
遊漁船	79	87	105	111	125	90	143	111	93	79
プレジャーボート	636	710	931	1,031	867	961	983	874	852	947
その他	168	238	225	208	221	224	191	168	189	195
計	2,251	2,428	2,767	2,710	2,693	2,733	2,883	2,482	2,544	2,575

(速報値)

出典：海上保安庁

○死者・行方不明者を伴う海難の用途別による死者・行方不明者数の推移



(単位:人)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
貨物船	23	18	2	43	42	15	53	19	14	11
タンカー	0	2	3	0	1	4	3	7	0	0
旅客船	0	0	0	1	2	0	5	0	1	1
漁船	92	101	126	73	82	87	58	67	59	50
遊漁船	9	6	3	3	0	2	4	3	9	3
プレジャーボート	20	15	26	21	28	31	29	23	24	22
その他	13	4	3	11	10	11	3	2	1	0
計	157	146	163	152	165	150	155	121	108	87

(速報値)

出典:海上保安庁

「規制改革推進3か年計画」平成13年3月30日 閣議決定(抄)

(6) 規制の新設審査等

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各府省は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項(以下「見直し条項」という。)を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持することとするものについては、その必要性、根拠等を明確にする。

各府省は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行うこととする。このため、各府省は、規制の新設に当たり、規制の必要性、期待される効果、予想される国民の負担等のコスト等について検討し、その検討結果を、見直し条項を付した法律及び見直し条項に基づく見直しの結果とともに、毎通常国会終了後速やかに国民に分かりやすく公表する。

また、内閣法制局、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき厳格な審査を行う。

なお、総務省行政管理局及び財務省主計局は、規制の新設抑制等の観点から、各府省が行う規制の設定又は改廃に係る意見提出手続に際し、必要に応じ意見を述べるものとする。

47都道府県のうち登録実績のない2県を除いたアンケート結果。

略称
 遊漁船業の適正化に関する法律・・・「法」
 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則・・・「規則」
 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則の規定に基づき、農林水産大臣の定める講習の基準を定める件・・・「告示」

1. 法の主要条項の運用状況について、該当する回答を○印で囲んでください。

項目	質問事項
(1) 登録の拒否 (法第6条関係)	①登録の拒否をしたことがありますか 1. ない 【44】 2. ある 【1】 ②「ある」と回答した場合、その理由を以下から選んでください(複数回答可)。 法第6条第1項各号に掲げる事項のうち、 1. 法19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過していない者の申請(第1号) 【1】 2. 遊漁船業者で法人であるものが第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその遊漁船業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しない者の申請(第2号) 3. 法第19条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者の申請(第3号) 4. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者の申請(第4号) 5. 法、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法若しくは水産資源保護法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者の申請(第5号) 6. 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当する場合の申請(第6号) 7. 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者がある場合にの申請(第7号) 8. 法第12条に規定する遊漁船業務主任者を選定していない者の申請(第8号) 9. 法第4条第1項第6号に規定する損害賠償の措置が規則で定める基準に適合していない者の申請(第9号) 【1】
(2) 損害賠償措置 (規則第6条関係)	①規則第6条に定める損害賠償措置の基準を満たさずに営業していた遊漁船業者が判明したことがありますか 1. ない 【37】 2. ある 【8】 ②「ある」と回答した場合、その対処の方法を記載してください。 ・判明した時点で漁場への案内を中止させることと併せて、損害賠償保険に加入するまで、漁場への案内は、中止させた。 ・ただちに、保険に加入し変更届を出すよう指導 ・漁船保険のランクアップを指導 ・程度に応じた是正指導(口頭、文書、業務改善命令等) ①遊漁船の利用者と遊漁船業者の間で損害賠償についてトラブルになったことがありますか 1. ない 【36】 2. ある 【2】 ②「ある」と回答した場合、トラブルの原因とその後の状況について可能な範囲で記載してください。
(3) 変更の届出 (法第7条関係)	①登録内容の変更届を受理したことがありますか 1. ない 【0】 2. ある 【45】 ②「ある」と回答した場合、その理由を以下から選んでください(複数回答可)。 第4条第1項各号に掲げる事項の変更のうち、 1. 遊漁船業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名(第1号)【35】

	2. 営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称 (第2号)	[37]
	3. 法人にあつては、その役員の氏名 (第3号)	[13]
	4. 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所 (第4号)	[1]
	5. 法第12条に規定する遊漁船業務主任者の氏名 (第5号)	[36]
	6. 損害賠償措置の内容 (第6号)	[44]

<p>(4) 登録の抹消 (法第10条関係)</p>	<p>①登録の抹消をしたことがありますか</p> <p>1. ない [14]</p> <p>2. ある [31]</p> <p>②「ある」と回答した場合、その理由を以下から選んでください (複数回答可)。</p> <p>1. 登録の有効期限切れ (法第3条第2項) [0]</p> <p>2. 遊漁船業者が死亡した場合 (法第9条第1項第1号) [25]</p> <p>3. 法人が合併により消滅した場合 (法第9条第1項第2号) [2]</p> <p>4. 法人が破産手続き開始の決定により解散した場合 (法第9条第1項第3号) [0]</p> <p>5. 法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散した場合 (法第9条第1項第4号) [1]</p> <p>6. 遊漁船業を廃止した場合 (法第9条第1項第5号) [30]</p> <p>7. 法第19条第1項の規定により登録を取り消した場合 (法第10条) [1]</p>
<p>(5) 業務規程 (法第11条関係)</p>	<p>①規則第9条に定める業務規程の記載事項の他に必要な事項はありますか</p> <p>1. ない [45]</p> <p>2. ある [0]</p> <p>②「ある」と回答した場合、必要な事項について理由を付して記載してください。</p>
<p>(6) 遊漁船業務主任者 (法第12条関係)</p>	<p>①規則第10条に定める選任の基準の他に必要な事項はありますか</p> <p>1. ない [42]</p> <p>2. ある [3]</p> <p>②「ある」と回答した場合、必要な事項について理由を付して記載してください。</p> <p>・小型船舶操縦者法によれば、旅客の輸送の用に供する小型船舶(例:遊漁船)に小型船舶操縦者として乗船するためには、特定免許が必要となっている。</p> <p>業務主任者が操縦者となっている場合がほとんどであり、業務主任者は「遊漁船における利用者の安全の確保及び利益の保護…に関する業務を行う」者である以上、特定免許の取得を義務化すべきと考えらる。</p> <p>①告示第2条に定める講習の内容の他に習得すべき事項はありますか</p> <p>1. ない [45]</p> <p>2. ある [0]</p> <p>②「ある」と回答した場合、必要な事項について理由を付して記載してください。</p>
<p>(7) 利用者名簿 (法第14条関係)</p>	<p>①規則第12条に定める利用者名簿の記載事項の他に必要な事項はありますか</p> <p>1. ない [42]</p> <p>2. ある [3]</p> <p>②「ある」と回答した場合、必要な事項について理由を付して記載してください。</p> <p>・電話番号(緊急時連絡先及び本人携帯電話)事故発生時等の連絡に用いるため</p>
<p>(8) 名義の利用等の禁止 (法第17条関係)</p>	<p>①遊漁船業者がその名義を他人に遊漁船業のために利用させていた実態が判明したことがありますか</p> <p>1. ない [45]</p> <p>2. ある [0]</p> <p>②「ある」と回答した場合、その対処の方法を記載してください。</p>
<p>(9) 廃業等の届出 (法第9条関係)</p>	<p>①廃業の届出を受理したことがありますか</p> <p>1. ない [3]</p> <p>2. ある [42]</p> <p>②「ある」と回答した場合、その理由を以下から選んでください (複数回答可)。</p> <p>第9条第1項各号に掲げる事項の変更のうち、</p> <p>1. 遊漁船業者が死亡した場合 (第1号) [36]</p>

	2. 法人が合併により消滅した場合 (第2号) [3] 3. 法人が破産手続き開始の決定により解散した場合 (第3号) [0] 4. 法人が合併及び破産手続き開始の決定以外の理由により解散した場合 (第4号) [2] 5. 遊漁船業を廃止した場合 (第5号) [42]
(10) 遊漁船業者登録簿の 閲覧 (法第8条関係)	登録簿閲覧の要請を受理したことがありますか 1. ない [17] 2. ある [18]
(11) 業務改善命令 (法第18条関係)	業務改善を命じたことがありますか 1. ない [41] 2. ある [4] ②「ある」と回答した場合、業務改善命令に至った理由を記載してください。 ・立入検査によって悪質と判断される違反事実が確認されたため。

(12) 登録の取消等 (法第19条関係)	①登録の取消をしたことがありますか 1. ない [42] 2. ある [3] ②「ある」と回答した場合、その理由を以下から選んでください (複数回答可)。 1. 法若しくは法に基づく命令又はこれに基づく処分に違反したとき (法第19条第1項第1号) 2. 不正な手段により遊漁船業者の登録を受けたとき (法第19条第1項第2号) [1] 3. 遊漁船業者で法人であるものが、第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその遊漁船業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないものに該当 (法第6条第1項第2号) 4. 遊漁船業者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないものに該当 (法第6条第1項第4号) 5. 遊漁船業者が、法、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶職員法、漁業法若しくは水産資源保護法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないものに該当 (法第6条第1項第5号) [3] 6. 遊漁船業者が、遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第6条第1項第1号から5号のいずれかに該当するものに該当 (法第6条第1項第6号) 7. 法人でその役員のうち法第6条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるものに該当 (法第6条第1項第7号) 8. 法第12条に規定する遊漁船業務主任者を選定していない場合 (法第6条第1項第8号) 9. 法第4条第1項第6号に規定する損害賠償の措置が規則で定める基準に適合していない場合 (法第6条第1項第9号)
--------------------------	---

2. 遊漁船業の適正な運営について、該当する回答を○印で囲んでください（複数回答可）。

質問事項	回答欄
<p>(1) 登録した遊漁船業者が案内する漁場が他の都道府県知事が管轄する水域に属するとき、当該都道府県との連携の状況について教えてください。</p>	<p>1. 当該遊漁船業者の登録簿を当該都道府県に送付 【22】 2. 当該遊漁船業者の業務規程を当該都道府県に送付 【24】 3. 関係都道府県による協議会等を設置し情報を交換 【5】 4. 関係都道府県共通のパンフレット等の作成 【0】 5. その他（具体的に記載してください） 【13】</p> <p>・現在、他県との登録情報の交換は行われていないが、漁場の安定的な利用に向けて必要な指導を的確に行うために業務規程の必要な部分の写しを相互に送付する体制づくりについて関係県と検討している。併せて、案内する漁場の位置についてもできる限り具体的に記載するよう遊漁船業者に対し指導する必要がある。 ・関係パンフ等の入手</p>
<p>(2) 遊漁船業者による業務規程の遵守についてどのような取組が必要と考えますか。</p>	<p>1. 講習会等を通じた指導 【29】 2. 行政指導 【20】 3. 遊漁船業者が組織する団体を通じた指導 【9】 4. 海上保安庁等との連携 【6】 5. その他（具体的に記載してください） 【8】</p> <p>・漁協を通して指導 ・全業者に対し文書で指導</p>
<p>(3) 漁場の安定的な利用に向けた貴県での取組について教えてください。</p>	<p>1. 講習会等を通じた指導 【27】 2. 海面利用協議会の活用 【22】 3. 漁場利用協定や地域ルールの促進 【13】 4. 漁業調整規則等に基づく指導・取締 【19】 5. その他（具体的に記載してください） 【12】</p> <p>・ポスター・チラシ等の啓発資材の作成・配布 ・他県からの情報提供に基づき他県で登録した遊漁船業者であって本県海面を利用する業者に対しては、本県の漁業調整規則しおりの他採捕ルールに係る啓発資材を配布し、採捕ルールの周知に努めている。</p>
<p>(4) 営業所ごとにおける利用者名簿の記載内容及び備え置き状況をどのように把握していますか。また、営業所及び遊漁船における標識の掲示の状況をどのように把握していますか。</p>	<p>1. 担当官（出先機関を含む）による把握 【19】 2. 市町村等を通じて把握 【0】 3. 遊漁船業者が組織した団体を通じて把握 【6】 4. 漁協を通じて把握 【11】 5. その他（具体的に記載してください） 【22】</p> <p>・個別に聴取 ・現地確認 ・把握はしていないが備え置き等について文書で指導しており遵守されているものと考えている。 ・遊漁者団体に対するアンケートを実施(予定) ・利用者名簿に関しては講習会の際に指導しているが、現状を把握するための特別な対応はとっていない。登録票は登録期間より交付しており、適切に掲示するよう指導している。遊漁船への掲示は漁業指導取締船により巡視指導している。</p>
<p>(5) 法の趣旨の徹底を図るため、貴県での取組について教えてください。</p>	<p>1. 遊漁船業者が組織した団体を通じて指導 【31】 2. 各遊漁船業者に対する指導・情報伝達手段を確保 【8】 3. 遊漁船業者に対する講習会等の実施 【14】 4. パンフレット等の配布による啓発活動の実施 【6】 5. その他（具体的に記載してください） 【11】</p> <p>・各遊漁船業者に対し変更届の徹底について周知する文書を送付 ・個別訪問、指導等 ・県内数カ所毎毎年講習会を開催し、法令遵守、海難防止について指導している。</p>
<p>(6) 遊漁船業の適正化には遊漁船業者に対する指導はもとより、遊漁船の利用者に対する普及啓発も重要と考えられますが、貴県での取組について教えてください。</p>	<p>1. 都道府県ホームページによる広報 【31】 2. パンフレット等の配布による広報 【25】 3. 遊漁団体を通じた広報 【8】 4. 釣りイベントでの釣り人に対する直接の広報 【2】 5. その他（具体的に記載してください） 【10】</p> <p>・海レク関係者安全講習会で周知 ・遊漁・海面利用協議会を通じて啓発 ・遊漁者の採捕が適正に行われるよう採捕ルールや不適切な事例について報道関係者に情報提供した。 ・県内数カ所毎毎年講習会を開催し、法令遵守、海難防止について指導している。</p>

3. 以下の表の作成をお願いします。

(1) 遊漁船の利用者が水産動植物の採捕について漁業調整規則等の違反とされた事案について

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
件数	0	2	1	3
理由		委員会指示違反(遊漁禁止区域における遊漁)	委員会指示違反(遊漁禁止区域における遊漁)	委員会指示違反(遊漁禁止区域における遊漁)

(2) 貴県登録遊漁船が関与した海難事故について

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計
件数	26	37	50	38	151
衝突	7	24	25	19	75
乗揚	2	2	6	2	12
転覆		1		1	2
推進器障害	1				1
機関故障			2	1	3
火災				1	1
ダイバーとの衝突	1				1
乗下船時転落、負傷	3		1	3	7
釣り中船から転落、負傷	1	1	3	2	7
航行中転落、負傷	5	2	5	4	16
防波堤、瀬渡し等で転落、負傷	6	7	8	5	26

(3) 法24条の規定に基づく報告及び立入検査の状況について

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
遊漁船業者				
報告徴収 件数 理由	2	4	10	5
立入検査 件数 理由	610	315	348	719
遊漁船業団体				
報告徴収 件数 理由	0	0	0	0
立入検査 件数 理由	0	0	0	0

遊漁船業の適正化に関する法律の見直しに係る意見等

(平成16年～19年ブロック会議等及び都道府県に対する施行状況の照会から)

法律条項	都道府県や遊漁関係者等からの意見
3条(遊漁船業者の登録)	<p>〈登録審査等を厳しく〉 漁業関係法令や地域ルール、海難に対する意識に乏しい者が登録されている。登録審査基準を厳しくすべきである。 登録審査の際、地元の漁協や漁業者の同意書の添付を義務づけてはどうか。 登録要件として遊漁船業務主任者講習の受講を義務付け、遊漁船業に関する知識や能力等を高めることとしてはどうか。 登録手続きに審査員制度など第三者によるチェック機能を導入してはどうか。 釣り人が遊漁船業者を評価する仕組みを作るべきである。</p> <p>〈登録等の手続き簡略化〉 現行法により遊漁は振興されていない。規制は最小限にすべき。 営業所を管轄する都道府県に登録するのではなく、案内する漁場を管轄する都道府県への登録にすべき。(3件) 現行法は概ね適当であり、大きな見直しは必要ない。 法律を改正するのなら、遵法者に利益をもたらすような改正をすべき。</p> <p>〈その他〉 料金を取っているにもかかわらず、遊漁船業者登録をしていないプレジャーボートを規制すべきである。</p>
4条(登録の申請)	<p>同じ地区に係留地と営業所を置くことを登録申請の条件としてはどうか。 係留場所については、係留地を管理する者の許可が取れているかの証明を添付させた方がよい。 登録審査の時点で適切な保険加入の指導ができるよう、登録申請書(変更届出書)に瀬渡し業務の有無のチェック欄を設けてはどうか。(2件)</p>
5条(登録の実施)	<p>登録簿の遊漁船業務主任者の項目に、遊漁船業務主任者講習に係る有効期限の記載欄を設け、資格の有無を確認することとしてはどうか。</p>
6条(登録の拒否)	<p>法第19条の処分を受けると2年間登録を受けることができないが、登録後3年以降に処分を受けた者は、登録の更新を拒否されるのに対し、登録後3年までに処分を受けた者は登録更新となるのは不公平である。(2件) 漁業法違反を犯すと遊漁船業法上の行政処分及び登録拒否要件の対象となるが、漁業兼業者からの反発が強い。第6条第1項第5号から漁業法に関する部分は除くべき。 第6条第1項で登録を拒否しなければならない規定のうち、犯罪履歴に関する第4号及び5号の規定を設ける必要性の有無や、司法処分の基準(刑の軽重)が適当であるか検討必要。 第6条第1項各号に該当しないことの確認は、登録申請時の誓約書により行っているが、実効性に乏しい。 第5号の関係法令のうち漁業法や漁業調整規則などに係る違反情報を得易い部署が遊漁船業者登録事務を兼務している場合が多い現状で、他の法令違反との間で不均衡が生ずる。 瀬渡し後の損害賠償措置の基準を明記すべきである。(2件)</p>

7条(変更の届出)	<p>遊漁船の名称だけではなく、使用船舶や旅客定員の変更の場合も届出の対象とすべき。</p> <p>保険期間(1年)と登録期間(5年)が異なるため、保険を更新しても変更届を忘れている者がいる。双方の期間にずれが生じないようにするべきではないか。(2件)</p> <p>遊漁船や遊漁船業務主任者の変更について、届出があるまで30日以内の営業実態が把握できないのは管理上問題である。変更後、直ちに届け出るようにすべきである。</p>
8条(遊漁船業者登録簿の閲覧)	<p>登録簿の閲覧を容易にするため、一部の県で導入されている県ホームページへの登録簿の掲載を全国的に広めるべき。(2件)</p>
9条(廃業等の届出)	<p>廃業届は、様式上、届出者の押印が必要であるが、添付書類が不要であるので、電子申請に対応できるようにするべき。</p>
10条(登録の抹消)	<p>遊漁船業者登録を受けた者が所在不明となった場合、一定の期間が経過すれば登録の効力が失われ、登録庁が登録を抹消することができる規定を追加すべき。所在不明となった業者を存否不明のまま放置した場合、登録庁の不作為の瑕疵が問われる可能性がある。</p>
11条(業務規程)	<p>業務規程を登録申請書の添付書類とすべき。業務規程は利用者の安全や漁場の適正な利用を図るための意思確認を行う上で非常に重要であるため、登録申請の段階で審査するべき。</p> <p>業務規程について、適法でない場所への係留や立入禁止の防波堤等へ渡す記載があっても受理しなければならないのはトラブルの元であり、改善を求める。</p> <p>業務規程の届出及び変更届出の様式が規定されておらず、届出及び変更届出の書き方がわかりづらい。</p> <p>遊漁船でのライフジャケット着用を義務付けるべきである。(2件)</p> <p>遊漁船でライフジャケット着用を義務付けをするべきとの意見があるが、利用者の安全についてはあくまで業務規程で対処すべきである。</p> <p>業務規程の遵守の実効性がどのようにしたら図られるか考えるべきである。</p>
12条(遊漁船業務主任者)	<p><免許制度></p> <p>遊漁船業務主任者の大半は、遊漁船の船長が兼ねている実態から、操縦士免許の新たな区分として「特定遊漁船」を創設し遊漁船業務主任者講習を廃止してはどうか。または、遊漁船業務主任者講習を遊漁船船長講習とし、講習の内容から、特定免許との重複部分を削除したものに見直す等、業者の負担の軽減を図ることとしてはどうか。</p> <p>遊漁船の船長の資格には特段の定めがなく、下位免許や経験不足の操船技術が未熟なものであっても船長となれる。遊漁船のための特殊免許の創設、上位免許や実務経験を要件として追加する。</p> <p>自動車免許証のような遊漁船業務主任者資格の証明書をつくり、どこでも遊漁船業務主任者として船に乗れる制度を創設してはどうか。</p> <p><基準></p> <p>船舶安全法違反(法第6条第1項5号に該当する者)により業務停止命令期間中の者でも遊漁船業務主任者として遊漁船に乗船し、業務している実態があるので、当該者が遊漁船業務主任者として業務を行うことを排除するため、遊漁船業務主任者の要件に「遊漁船業者の登録拒否要件に該当しないこと」を追加してはどうか。(4件)</p> <p>遊漁船業務主任者が操縦者となっている場合がほとんどであることから、遊漁船業務主任者の要件として「特定免許」の取得を義務化すべき。</p> <p>海洋関係法令や地域ルールを理解に乏しい者の参入が多くなっているため、遊漁船業務主任者の資格を厳しくするべきではないか。</p>

	<p><有効期間> 遊漁船業者と遊漁船業務主任者にとって分かりやすい制度とするため、遊漁船業務主任者講習の受講修了証明書の有効期間の起算日を、登録の更新(法第3条第4項)と同様に、「有効期間の満了の日の翌日から起算する」とすべき。(3件)</p> <p>有効期間の満了前の受講が困難な者もいるので、自動車運転免許のように期間満了後も一定期間更新の講習を受講できるようにすべき。(2件)</p> <p><講習> 講習の実施主体の多くは、都道府県となっている現状がある。国は、例えば(財)日本船舶職員養成協会等に働きかけ、育成するなどして、全国的な講習実施体制を構築して都道府県の事務軽減を図るべき。</p> <p>遊漁船海難の削減に向け、事故防止等の実務的、かつ、効果的な講習を実施したいので、視聴覚教材の整備をお願いしたい。(2件)</p> <p><更新> 5年間事故等がない「優良な遊漁船業務主任者」の場合は、自動車の運転免許のように講習の更新を簡素化し(講習の免除、時間の短縮、内容の簡略化等)、適正な遊漁船業務の遂行を促す仕組みとすべき。(4件)</p> <p><実務研修> 遊漁船業務主任者が実施する実務研修のレベルは、研修実施者の素質や能力、意欲によって格差が大きくなるのが懸念されるので、国において統一的な研修計画・カリキュラムや研修内容(必修事項など)を定め、実務研修のレベルの確保を図るべきである。(2件)</p> <p>実務研修には、時間(1日5時間以上、10日間以上)についての基準があるだけなので、遊漁船の形態(船釣り、瀬渡し等)に応じた具体的なプログラムを策定すべきである。</p> <p>実務経験、研修の証明書(様式第三号)は、それぞれ分ける等して、もっと書きやすいものに。実務経験の証明は、日を特定する必要がなければ、「1年以上の実務経験がある。」ことの証明にしたらどうか。</p> <p><その他> 外国人釣り人だけを受け入れるために日本語を全く話すことができない者が遊漁船業務主任者として雇われている。海難等が発生した場合、関係機関と連絡が取れないことも考えられ、利用者の安全確保をする上で問題ではないか。</p>
13条(気象情報の収集等)	<p>業務規程別表6の出航中止等基準について、「海上警報(波浪、風、霧等)」など気象庁用語ではないものがあり、遊漁船業者や遊漁船業務主任者の判断に混乱を生ずるので、統一すべきである。</p>
14条(利用者名簿)	<p>「利用の開始年月日と終了予定の年月日」だけでは事故発生時の運航情報としては不足しているので、乗船時刻と下船予定時刻を追加すべき。</p> <p>緊急時の連絡手段を確保するため、記載事項に電話番号(緊急連絡先、携帯電話番号)を追加すべき。(2件)</p> <p>利用者名簿でライフジャケット着用のチェックをしてはどうか。</p> <p>利用者名簿の他に顧客名簿(会員名簿)を常時整備している遊漁船業者の場合、顧客名簿に利用者の住所、性別、年齢が記入してあれば、利用者名簿記載事項の一部(住所・性別・年齢)の記入を省略することとしてはどうか。</p>

15条(周知させる義務)	人工漁礁周辺の遊漁禁止の漁場利用協定を知らなかった他県の遊漁船業者が地元漁業者とトラブルとなっている。地域ルールを広く遊漁船業者に広める仕組みを考えるべきである。 渡船による磯釣りについて、他県の人には地元ルール(撒き餌の禁止)を守らない。遊漁船業者による釣り人に対する指導を徹底させるべきである。
16条(標識の掲示)	小型船や船外機船で営業する場合、現行規格(別記様式第7号、8号)の標識を掲げるスペースがないので、サイズの見直しを検討すべき。(3件) 保険を更新しても変更届を忘れていた者が多く見受けられるので、登録票に保険期間を記載する欄を設け、遊漁船業者に注意を促すこととしてはどうか。
17条(名義の利用等の禁止)	届出制から登録制に変わり秩序が保たれると思っていたが、現状はそうっていない。名義貸しにより登録番号をもらって営業している事例もあると聞いており、規制すべきである。
18条(業務改善命令)	法第6条の規定により、2年間登録拒否の遊漁船業者が、他の遊漁船業者の遊漁船業務主任者として選任されている場合、この遊漁船業者に対し、業務改善命令により、解任(あるいは選任の拒否)を命じるべきではないか。
19条(登録の取消等)	第6条第1項第5号(登録拒否要件)に規定する法令違反について、警察あるいは海上保安部が登録拒否要件に該当する違反を摘発した場合、速やかに行政処分の検討に資するため、検挙事実や司法処分確定の日などの情報を入手できる連絡体制を整備するべきである。
その他	遊漁船業団体の指定取消に関して、当該団体が解散した場合などに職権で取消することができる旨の規定を設けるべき。 〈損害賠償の措置〉 長期間営業をしない遊漁船業者の損害賠償保険等の加入について、遊漁船業者の経費の節減のため「休業」を規定して、営業しない期間の損害賠償保険等の加入義務をはずすことはできないか。(6件) 損害賠償の措置に関して、現在は民間保険、共水連、漁船保険で保険加入の加入条件や金額に大きな差があるので、自動車の自賠責保険のように、定額でどこの保険会社でも対応ができるようにすべき。 遊漁船業者の保険加入が法律で規定されているのだから、国は遊漁船業者が最低限の保険に加入できるように支援すべき。 漁船保険に対しては国が補助金を出しているのだから、遊漁船についても同様に支援するべき。 団体保険のメリットが制度化されていない。 海上で遊漁船と他船が衝突した場合に備え、相手船搭乗者に対する損害賠償措置(対人賠償)を規定してはどうか。 利用者の安全の確保のため、体の不自由な者が乗船する場合はサポート人を乗船者の判断で同乗させなければならない旨規定してはどうか。 遊漁船業者の仲間でチェックする団体業務が必要。全釣連は、保険の加入義務から団体を作った経緯があり、法律を守るための団体が欲しい。都道府県が指導することが必要。 遊漁船に照明灯も、無線もない、携帯の電池も切れていた。安全設備の指導をお願いする。 資源管理の面から、採捕を制限する規定を盛り込んでほしい。 規則第1条第5項の「歩行徒手採捕」を調整規則例の「徒手採捕」にすべきではないか。

(海難審判庁HPより転載)

★ 裁決速報 ★

遊漁船第3明好丸転覆事件(要約)

平成19年12月20日 横浜地方海難審判庁裁決

1 概要

第3明好丸(総トン数16トン)は、静岡県伊豆半島南東方沖合において、関東海域北部に海上暴風警報が発表されて西北西の強風が吹く状況下、夜間、神津島に向け航行中、平成18年10月8日04時20分新島港灯台から300度8.4海里の地点で、高起した風浪の下り斜面を急滑走し、船首部が海面に没したのち、左舷側に大傾斜して復原力を喪失し、転覆した。

2 原因

第3明好丸が、出航前の気象及び海象情報の収集が不十分で、出航したばかりか、追波中を航行する際、船尾方を頻繁に見て風浪に対する監視が十分で、適宜に減速したり操舵したりするなどの操船が行われなかった。

B組合が、A受審人を含む全組合員に対して業務規程の出航中止基準を遵守するよう周知徹底していなかった。

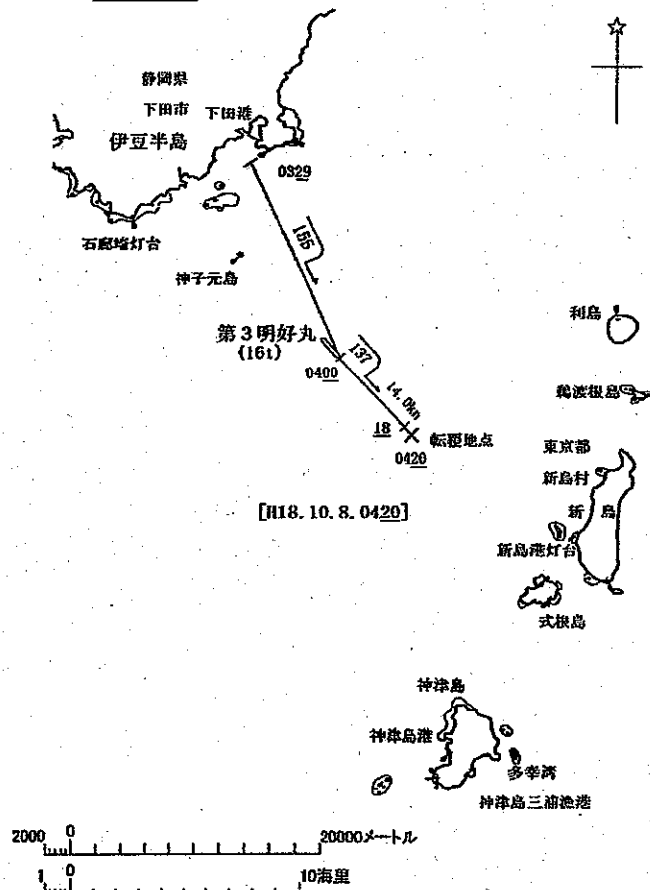
乗客の多数が行方不明となったのは、救命胴衣の着用がなされなかったことによる。

3 損傷等

船体、機関等に濡れ損

乗客2人死亡、5人行方不明

参考図1



水産庁長官 山田 修路 殿

高等海難審判庁長官 岸 良彬

遊漁船の海難防止に関する意見について

平成18年10月8日に遊漁船第3明好丸が、海上暴風警報が発表されていたにもかかわらず神津島に向け下田港を出港し、新島沖において追い波で船尾を持ち上げられ波斜面を滑降、転覆し、乗客7人が死亡・行方不明となった。

遊漁船の海難（以下、「遊漁船海難」という。）は、平成18年12月末までに裁決が言渡されたもので、平成15年4月以降105件発生しており、これにより6人が死亡・行方不明となり、148人が負傷し、5人以上の死亡・行方不明又は負傷者を伴う海難が7件含まれている。

海難審判庁においては、遊漁船海難の再発防止の観点から、これらの海難に係る審判の裁決及び調査結果の詳細な検討を行った。

これに基づき、海難審判庁は、海難審判法第63条の2の規定に従い、遊漁船海難を防止するために講ずべき施策について、下記のとおり意見を述べる。

記

遊漁船業者に、以下の海難原因を踏まえ、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年12月23日 法律第99号）第11条に基づき定める遊漁船業の実施に関する規程（以下、「業務規程」という。）の安全に関する規定の遵守を徹底させること。

（気象・海象情報の入手）

1. 遊漁船業者が、気象庁が発表する気象・海象情報等を入手することなく、出航時に航行予定海域において海上暴風警報が発表されていたことを把握していなかった。

（出航中止基準の遵守）

2. 遊漁船業者が、業務規程において、出航地、出航地から案内する漁場までの間において海上警報が発表された場合には、出航を中止する旨定めていたにもかかわらず、出航地付近の状況から安易に判断し、海上暴風警報が発表されていた中、出航した。

（救命胴衣の着用）

3. 船長は、気象・海象が悪化していたにもかかわらず、乗客に救命胴衣を着用させていなかった。

（航行の安全）

4. 船尾方から高起した波を受ける状況の中、追い波時の操船方法が不適切であった。

19水管第2293号
平成20年1月29日

都道府県知事 殿

水産庁長官

遊漁船利用者の安全確保について

平成18年10月8日に乗客7名の死亡・行方不明者を出した「遊漁船第3明好丸転覆事件」について、平成19年12月20日、横浜地方海難審判庁から裁決が言い渡された。また、高等海難審判庁は、平成15年4月以降発生した105件の遊漁船海難について、再発防止の観点から詳細な調査を行った。

これらを受け、今般、別添のとおり、高等海難審判庁長官通知「遊漁船の海難防止に関する意見について」（平成20年1月10日付高審総第208号）により、遊漁船海難の再発防止のために講ずべき施策について意見が述べられ、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）（以下「法」という。）第11条に規定する業務規程の安全に関する規定の遵守の徹底が要請された。

御承知のとおり、業務規程は、法に規定された義務を的確に実施するための具体的な方法を定め、遊漁船業の業務の適正な運営を図り、遊漁船利用者の安全等を確保するために遊漁船業者が遵守することが極めて重要なものである。

については、貴知事におかれては、遊漁船海難の再発防止の観点から、貴管下の遊漁船業者に対して、安全に関する講習会及び遊漁船業務主任者を養成するための講習の開催などを通じ、業務規程の安全に関する規定の遵守を徹底するよう改めて御指導願いたい。

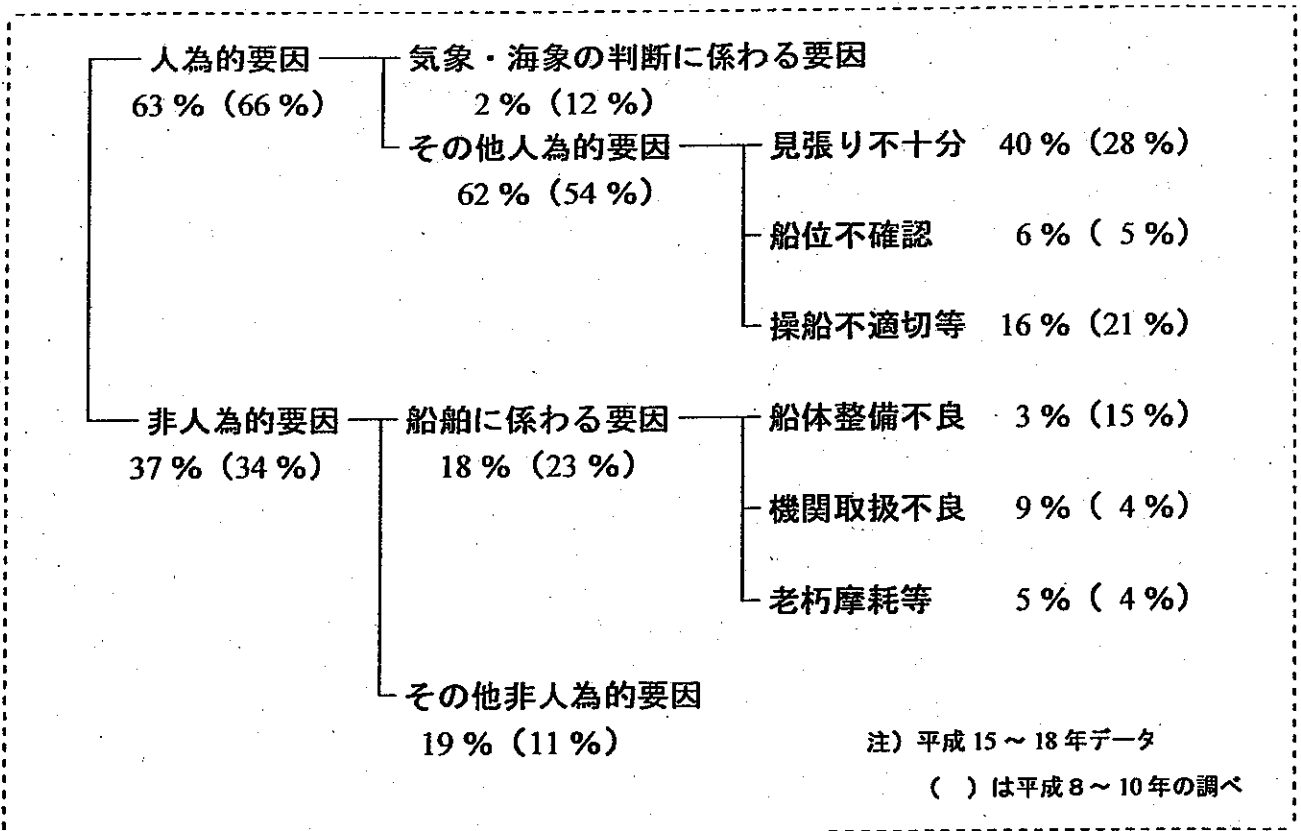
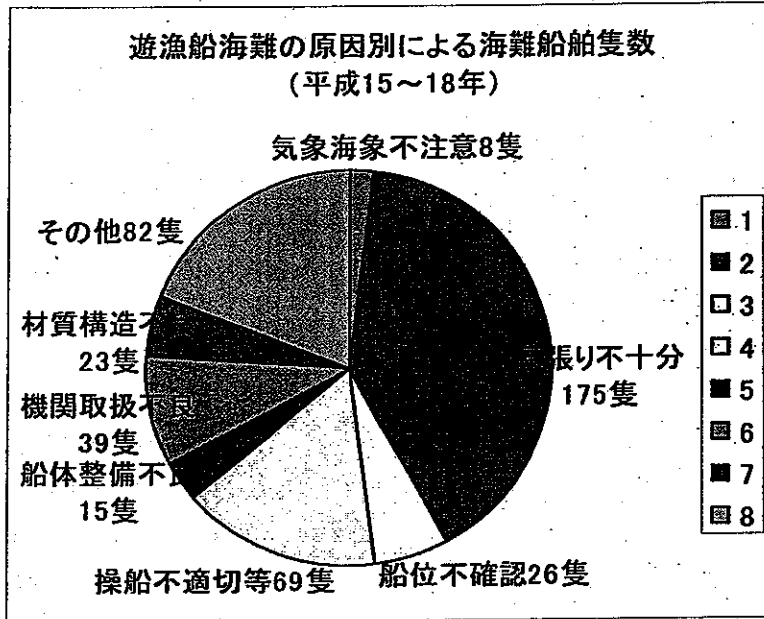
また、貴管下の関係団体等が主催する遊漁船業者に対する安全に関する講習会の開催の協力などの御配慮をお願いする。

なお、社団法人全国遊漁船業協会及び遊漁船業務主任者講習実施者に対して別紙写しのとおり通知したので、御了知願いたい。

遊漁船の海難の特徴

1 遊漁船海難の原因別による海難船舶隻数

平成 15 ～ 18 年に発生した遊漁船の海難 437 隻のうち、人為的な要因が全体の約 6 割、それ以外の船舶の故障や不可抗力等による非人為的要因が約 4 割となっている。

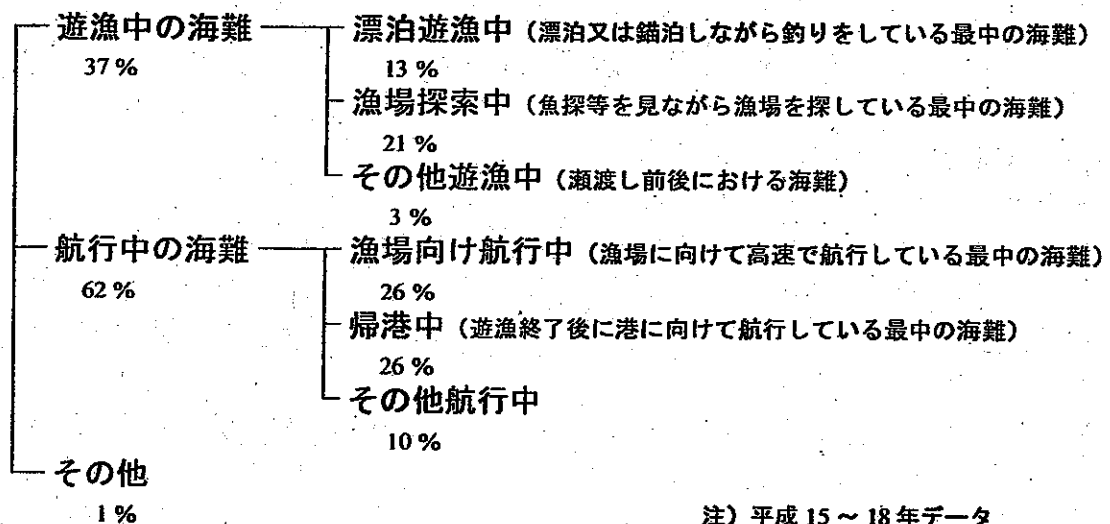
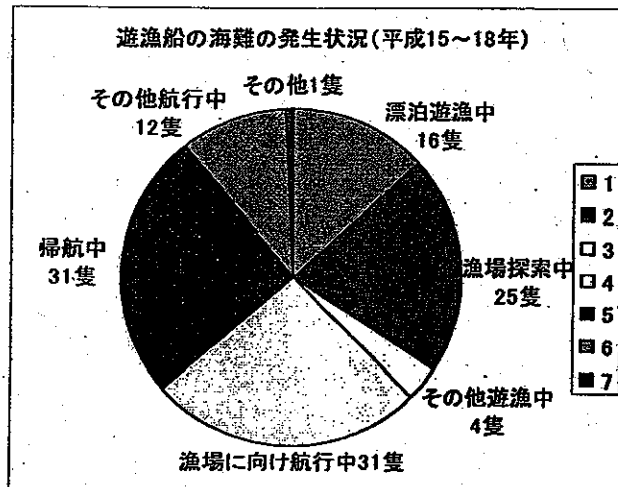


出典:海上保安庁 平成 15 ～ 18 年の海難及び人身事故の発生と救助状況についてから

2 海難発生状況の特徴

(1) 海難の発生状況

平成 15～18 年に発生した遊漁船の海難のうち、海難審判庁の裁決書 120 隻をもとに水産庁が独自に集計・分析したものから、遊漁船業特有の活動（漂泊して遊漁中、漁場探索中その他）をしている際の海難が全体の約 4 割、船舶の航行中の海難が約 6 割となっている。



(2) 業務規程が守られず発生したと考えられる海難の事例は 10 隻 (8.3%)

- ① 気象海象情報の収集が不十分で、波浪警報や濃霧による警報が出ているにもかかわらず出航し、海難となったり、気象状況強が悪化しているのに帰航せず海難となるなど出航中止等の基準が守られず、海難となった事例 3 隻
- ② 気象又は海象等の悪化する中、救命胴衣の着用などで利用客に対する安全措置を十分とらなかったため利用客が死亡行方不明となった事例 3 隻
- ③ 漂泊遊漁中、船長が釣りをして見張り不十分となり海難となった事例 1 隻。
- ④ 航行中、飲酒や酒気帯びによる居眠りにより乗り揚げとなった事例 2 隻
- ⑤ 案内する漁場の情報収集が不十分で漁具に絡まり運航不能となった事例 1 隻